

神社師職)の例もある。

また、文化七年(一八一〇)に白川家より稻荷社を敷地鎮守として受けているが、天保十年(一八三九)に吉田家より稻荷の神号と装束を授与され、慶応元・二(一八六五・六六)にも吉田家から装束を許されている事例もある。この家(上野国群馬郡)は、安政三年(一八五六)には土御門家(陰陽道)よりも免許を受けており、複雑に入り組む状態であったことがわかる。一方正徳・宝暦・寛政・享和には吉田家より許状を受けており文政十二年(一八二九)には白川家より村鎮守の勧遷と額、太々神楽免許を受け、更に慶応四年(一八六八)には再び吉田家より許状を得るという動きをする家(上野国新田郡・矢抜神社)の例もある。いずれも更に地域資料の掘り起こしをする必要がある。

白川家門人斎藤彦磨と鎮魂祭

山口 剛史

国学者斎藤彦磨(一七六八—一八五四)は、文政十一年(一八二八)六月に神祇伯白川家へ入門し、同年同月に、「高皇産靈神」を自宅敷地の鎮守として伯家より勧請していた。こうした事実は、金光図書館所蔵白川家資料及び中澤伸弘氏旧蔵『神祇官八座神 鎮魂祭秘鑑』で確認できる(拙稿「国学者斎藤彦磨の神祇伯白川家入門」『神道史研究』二六五)。

伯家入門前の享和二年(一八〇二)春、彦磨は『神祇官八座神 祭祀略略式』(内題は『神祇官八座神祠略略式』、國學院大學所蔵)を著している。本書は、鎮魂祭の祭神の神祇官八座神

を、自宅で祀る場合の祝詞や供物を記した次第書である。大祭・中祭・小祭の次第が記され、絵図も附されている。その祝詞から、神祇伯王より神祇官八座神の御霊代を授かり、それを自宅の浄所に奉斎して行う祭祀だと判る。彦磨は既に寛政年間から鎮魂に対して興味を抱いていた。彦磨は、伯家へ入門した結果として「高皇産靈神」を勧請したのではなく、「高皇産靈神」勧請を目的の一つとして入門したと考えられる。それは約三十年後に実現されたのである。同書には、個人を対象とした臨時祈禱「玉緒結(=魂緒結=霊緒結)」についても記され、その効験はあらたかだという。しかし、享和三年、彦磨は長男を数え年五歳で亡くしている。このことは、彦磨の信仰に大きな衝撃を与えたに違いない。

だが、彦磨は鎮魂について研究し続けた。そして、天保十一年(一八四〇)二月、七十三歳の彦磨は、『八座神伝霊緒結』を著している。本書に拠ると、彦磨は、寛政初期から約四十年の歳月をかけて鎮魂の術を追究し、天保五年(一八三四)、ついに得るところがあった。積年の疑問も氷解し、以来、「国郡しろしめす侯より下民にいたる迄」数人に施した効果も絶大で、これぞ正伝と確信したという。本書では、伯家から勧請したのは「高皇産靈神」だけではなく、「八座神霊」となっている。また、「定例・臨時祭法、雑掌より附属せり」ともあるが、享和二年の著書との異同は不明である。よって、享和二年に記された内容が、彦磨独自のものか、世間に当時流布していたものをまとめたに過ぎないのかも判然としない。また、吉田家にも同様の祈禱があったようだが、その研究は別途進めたい。

「国郡しろしめす候」とは、出羽国新庄藩第十代藩主戸澤正令(一八一三—一八四三)であろう。正令は、彦磨を「師の翁」、彦磨がその門下だという本居宣長を「祖師の翁」、と景仰した。実際のところ、彦磨の名は、宣長の『授業門人姓名録』には見えず、その養子大平の『藤垣内門人姓名録』に見えるのみである。しかし、正令は、彦磨を宣長の弟子と認識していた。その正令が彦磨と玉緒結の効果について記したが、『八柱の御恵』である。彦磨が天保五年以降に行った玉緒結は、白川家のそれではなく、彦磨独自のものである。本書には「四年以前に其術を得たり」とあり、天保五年の四年後、天保九年(一八三八)の内容だと判る。正令は、祖母の危篤時と、嫡男の危篤時との、二回にわたって彦磨に玉緒結を依頼している。正令の祖母瑞柳院は、天保七年(一八三六)に逝去している。正令の嫡男正實(十一代藩主)は、天保三年(一八三二)に生まれた。瑞柳院は、玉緒結の甲斐あって一度は延命するも結局亡くなる。だが、正實の場合は効を奏し、医師も驚く奇跡の快復ぶりだ、玉緒結と同時に食欲まで戻ったという。それは、天保九年三月十七日の夜であった。この両名以外にも、戸田家の家臣が数名、玉緒結を依頼している。彦磨は、勧請したのはやはり「八座神璽」であると述べているが、実際のところは不明である。「其ふみをさへこひ得てうつしおけり」とあり、正令は彦磨の鎮魂についての書を写している。今回は主に彦磨の神祇官八座神信仰と鎮魂祭への強い関心に着目したが、正令もまた、彦磨の影響を受けて八神を信仰し、研究も行っている。それは別の機会に発表したい。

初期禊教の展開と白川家

荻原 稔

近世末期の神道系の教化活動のなかには、白川家に所属して活動の合法性を確保しようとするものがあり、そのひとつに禊教の教祖とされる井上正鐵と門人たちの活動があった。ここでは、正鐵自身が入門して神職の地位を確保したばかりでなく、門人たちは正鐵の保釈や没後の名誉回復の運動をしたり、白川家家来として公用旅行として往来しつつ伝道を進める者もあった。本発表では、金光図書館所蔵の「白川家門人帳」、宮内庁書陵部所蔵の「白川家日記」、白川家武家伝奏職事往來留」の記録と井上門中(禊教)側の資料とを照合することにより、井上正鐵一門と白川家の間でどのような応答があったのかを見てゆきたい。

井上正鐵は、伝記によれば天保五年(一八三四)に入門した。七年(一八三六)十一月に上京して伯王と面会し、入門の誓詞(金光図書館所蔵「名簿」)に自署しており、その後十一年(一八四〇)四月に武蔵国足立郡梅田村の神明宮神主になったことが「白川家門人帳」の記事に追記されている。梅田神明宮での活動は、わずかに三年ほどに過ぎないが、布教を進める一方で取締に備えた対応も行い、高弟野澤鐵教を本莊宗秀の領地の宮津へ逃がした。十二年(一八四一)十一月には、寺社奉行の取締を受けて井上正鐵は揚屋入りを命じられたが、自分の教えは白川家に基づく主張したため、繰り返し白川家に照会がなされている。十三年(一八四二)十一月の再度の取締の時には、上級武士の門中が入門して多額の御礼金等を納入し、身柄を執